

耐震基準適合証明書

申請者	住所	
	氏名	
住宅の所在地		
耐震改修完了日		年 月 日

上記家屋について、地方税法施行令附則第15条の9第1項に規定する基準に適合する耐震改修工事が行なわれたことを証明します。

令和 年 月 日

証明を行った建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関	氏名又は名称	⑩		
	住所			
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号		
		登録を受けた都道府県名 (二級建築士・木造建築士の場合)		
	指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合	指定・登録年月日及び指定・登録番号		
指定をした者 (指定確認検査機関の場合)				
建築士が証明を行った場合の当該建築士の属する建築士事務所	名称			
	所在地			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別			
	登録年月日及び登録番号			
指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏名			
	住所			
	(建築士の場合) 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号		
		登録を受けた都道府県名 (二級建築士・木造建築士の場合)		
	(建築基準適合判定資格者の場合)	登録番号		
登録を受けた地方整備局等名				
登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者 検定合格者	氏名			
	住所			
	(建築士の場合) 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号		
		登録を受けた都道府県名 (二級建築士・木造建築士の場合)		
	(建築基準適合判定資格者検定合格者の場合)	合格通知日付又は合格証書日付		
合格通知番号又は合格証書番号				

備考

- 1 「証明を行った建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関」の欄における「氏名又は名称」及び「住所」の欄について、指定確認検査機関が証明した場合であって当該機関が指定を受けた後に同法第77条の21第2項の規定により変更の届出を行ったときは、当該変更の届出を行った名称及び住所を、登録住宅性能評価機関が証明した場合であって当該機関が登録を受けた後に同法第10条第2項の規定により変更の届出を行ったときは、当該変更の届出を行った氏名又は名称及び住所を記載するものとする。
- 2 「登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄における「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄について、建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号を記載するものとする。